

「港湾請負工事積算基準」、「漁港漁場関係工事積算基準」、
「船舶および機械器具等の損料算定基準」の改訂について

平成30年10月 1日

港湾・漁港工事の積算に用いる「港湾請負工事積算基準」、「漁港漁場関係工事積算基準」、
「船舶および機械器具等の損料算定基準」について、下記のとおり改訂することとしましたのでお知らせします。

記

1 改訂図書について

- (1) 港湾請負工事積算基準
- (2) 漁港漁場関係工事積算基準
- (3) 船舶および機械器具等の損料算定基準

2 対象となる工事

港湾・漁港工事のうち、単価適用年月日が平成30年10月1日以降のものに適用
します。

3 港湾請負工事積算基準、漁港漁場関係工事積算基準、船舶および機械器具等の損料算
定基準の閲覧について

港湾課、漁村振興課、各港湾事務所及び串間土木事務所において、閲覧が可能とな
っております。

4 問い合わせ先

宮崎県県土整備部

港湾課港湾担当 TEL：0985-26-7190

宮崎県農政水産部

漁村振興課漁港担当 TEL：0985-32-4478